

**第6回黒石市新型コロナウイルス感染症総合対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部) 会議 概要**

日 時：令和2年5月1日（金）午後3時

場 所：黒石市役所 庁議室

1 本部長あいさつ

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の期間が5月6日までだが、新聞報道等で今日の専門家会議の流れを見ると延長が予想される。当市としても6日以降の体制を今から確認しておかなければならない。

2 緊急事態宣言が延長された場合の市の対応について（公共施設等の休止について各部から報告）

事務局

市の公共施設の休止について、小中学校については5月6日以降、7日、8日を出校とし、11日以降の対応については緊急事態宣言の延長期間や緊急事態措置の内容を踏まえて、再度検討を行う。また、その他の市の公共施設等については、現在行っている休止・休業などの措置を5月10日まで延長し、11日以降の対応については、緊急事態宣言の延長期間や緊急事態措置の内容を踏まえ、再度検討を行う。

教育委員会

小中学校については、現在の感染状況が変わらなければ、5月7日、8日は通常どおり授業を再開。11日以降も開校する方向だが、7日に臨時校長会を開き、国や県の動向、地域の感染状況なども見ながら委員会として対応を決定していきたい。

健康福祉部

児童館、児童センター、りんごクラブ、児童デイサービスセンター、認定こども園、保育所については、現在と同じ措置になる。りんごクラブに関しては、学校が始まれば、通常の状態に戻る形になる。老人福祉センターについても5月10日まで休止となるが、11日以降は浴場のみ一部開館したい。

商工観光部

産業会館は貸館の休止、展示室と会議室の外部への貸し出しの休止を5月10日まで延長する。津軽こみせ駅、津軽伝承工芸館、津軽こけし館、松の湯交流館の観光施設について、現在休館しているが、大きな影響がないため引き続き5月10日まで休館とする。虹の湖公園については、利用を制限している。休日の利用状況についてはトイ

レの利用が主であり、一部家族連れが公園を利用しているが、密な状況にはなく、大きな問題は起きていない。今後もバーベキューコーナーの休止と、飲食を伴う宴会の自粛を5月10日まで継続したいと考えている。

教育委員会

社会教育課・文化スポーツ課所管施設である公民館・地区センター、ほるぷ子ども館、金平成園、スポカルイン黒石、スポーツ交流センター、武道場、運動公園の有料部分、スポカルイン黒石の図書コーナー、婦人会館については、現在の対応を5月10日まで延長とした上で、国や県の対応、近隣市町村の動向を踏まえて11日以降の対応を決定していきたい。

企画財政部

落合共同浴場は、今後も継続していく。黒森山ウォーキングセンターは5月10日まで休止を続ける。

農林部

大川原活性化施設の共同浴場の部分は継続して実施している。大広間等は5月10日まで使用しないようお願いしている。

建設部

都市公園の東公園については、現在駐車場と駐車場へ続く道路を封鎖しているが、これについては、花見で宴会するのを制限するためであり、今後の桜の散り具合を見て、駐車場と道路の開放を行うこととする。

本部長意見

大体の施設が5月10日位まで現在の対応を継続し、その後については今後検討することになる。11日以降の対応については、7日に協議する。内容については、市民に情報が速やかに伝わるように対応をお願いしたい。

2 その他

商工観光部

商工課では、連休中職員が出勤し、今日専決処分された、市民等への支援に関する相談に対応する。また、青森銀行で、休日期間も融資の相談を受けるということで、市としても、セーフティ保証の認定等、申請者に対して支援するために出勤して対応したい。

企画財政部

令和2年度の3号補正の専決を今日付けで行うこととなった。歳入・歳出それぞれ、34億7238万4千円の専決処分をした。午前中に議会にも説明したところである。

それぞれの事業の詳細については、グループウェア、ホームページにも掲載したい。

議会事務局

6月議会の運営について、議場の過密による感染を防ぐ観点から、例えば一般質問の時間短縮などを図る動きが県内の議会などでもあるので、黒石市議会としても協議している。連休明けの2週間で、代表者会議などを開いて実現していく予定である。

本部長から

対策本部の業務を更に充実させる観点から、5月7日付けで対策室を設ける